

令和8年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和8年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉人材確保・ 定着促進事業	8,000	0	8,000				8,000	
トータルコスト	8,803千円 (前年度0千円) [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

少子高齢化による生産年齢人口の減少、労働市場の変化等を背景とした人材獲得競争の激化により、官民ともに一部の技術・専門職の採用が困難となっていることを踏まえ、人材確保に向けた対策を推進する。
福祉分野に共通した課題である人材不足を克服すべく、福祉人材養成のための修学資金を貸し付けるとともに、介護・障がい・子育て分野の垣根を越えて奨学金返還の支援を行い、福祉分野の人材確保及び定着を図る。

2 主な事業内容

(1) 【継続】福祉人材養成のための修学資金貸付け ※国制度に基づく制度

○鳥取県保育士等修学資金 (子育て王国課計上)

貸付対象	保育士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,600千円
貸付期間	養成施設に在学する期間(最大2年間)
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で3年以上保育士等として引き続き従事したとき

○鳥取県福祉人材修学資金 (長寿社会課計上)

貸付対象	介護福祉士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,640千円
貸付期間	養成施設に在学する期間(最大2年間)
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を受け、県内の社会福祉施設等で3年間、介護等の業務に従事したとき

(2) 【新規】修学資金返還支援事業 8,000千円(単県)

保育士等修学資金または福祉人材修学資金を借りた学生が県内の社会福祉分野事業所等で勤務する場合に、当該修学資金の返還に係る経費を支援する。

※上記の保育士等修学資金及び福祉人材修学資金は、返還免除となる要件(職種、勤務する事業所の種別等)がそれぞれ厳格に規定されており、該当しない場合は全額返還が必要となる。

【(参考) 専門人材確保に係る関連予算】(新) 地域を支える技術・専門職人材確保対策事業(総務部人事企画課)

項目	内容	予算額															
1 県庁業務の 魅力発信	公務のイメージ向上等を目的とした動画を制作する。その他、実務体験型インターンシップ(有償インターンシップ)を実施する。	1,194 (別途人件費)															
2 奨学金の 返還支援	<p>技術・専門職員を確保するため、奨学金返還額の一部を支援する。 <対象者>令和8年度に実施される県採用試験に合格し、鳥取県に以下の職種で採用され、日本学生支援機構奨学金及び鳥取県育英奨学金等の貸与を受けている者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>薬剤師、獣医師、土木</th> <th>社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成率</td> <td>ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円</td> <td>ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円</td> </tr> <tr> <td>及び 限度額</td> <td>イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用</td> <td>イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用</td> </tr> <tr> <td>助成 方法</td> <td colspan="2">支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td colspan="2">8年間の就業継続義務</td> </tr> </tbody> </table> <p>【債務負担行為(令和10~17年度)】36,000千円</p>	職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)	助成率	ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円	ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円	及び 限度額	イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用	イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用	助成 方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)		条件	8年間の就業継続義務		0 (債務負担行為 36,000)
職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)															
助成率	ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円	ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円															
及び 限度額	イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用	イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用															
助成 方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)																
条件	8年間の就業継続義務																

- 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費／4目 高齢者福祉費／12目 障がい者自立支援事業費
 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費／5目 児童福祉施設費
 4款 衛生費 4項 医薬費 2目 医務費

福祉保健課 (内線：7139)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業	966,917	1,293,920	△327,003	966,917																						
トータルコスト	970,932千円 (前年度1,297,864千円) [正職員：0.5人]																									
<p>1 事業の目的、概要 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し応援金を支給する。</p> <p>2 主な事業内容 県内に所在する医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)医療機関等物価高騰対策支援事業</td> <td>【支給対象者】 病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者 【支給額】 ・病院：120～235千円/施設(6.7～21.7千円/病床を加算) ※救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)120千円/施設を加算 ・有床診療所：85千円/施設(6.7～10.7千円/病床を加算) ・無床診療所・歯科診療所：70千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局：25千円/施設</td> <td>167,000</td> </tr> <tr> <td>(2)高齢者施設等物価高騰対策支援事業</td> <td>【支給対象者】 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設：100千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居宅介護支援事業所：70千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設：300千円/施設 ・入所・居住系施設：350千円/施設(16～20千円/定員・人を加算)</td> <td>586,000</td> </tr> <tr> <td>(3)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業</td> <td>【支給対象者】 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設(短期入所等)：55千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護)：140千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援)：350千円/施設(20千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居住系施設：100千円/施設(7千円/定員・人を加算)</td> <td>136,547</td> </tr> <tr> <td>(4)保護施設等物価高騰対策支援事業</td> <td>【支給対象者】 保護施設等を運営する法人 【支給額】 350千円/施設(20千円/定員・人を加算)</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>(5)保育施設等物価高騰対策支援事業</td> <td>【支給対象者】 保育施設等を運営する事業者 【支給額】 ・保育施設等：4.2千円/児童・人 ・児童養護施設等：25～33千円/入所児童等・人(世帯)8千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設：37千円/施設</td> <td>73,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給単価は基本的にこれまでと同じ考え方に基づき設定 ※公立施設は支給対象外 ※医療機関等については、令和8年6月に予定されている診療報酬改定において物価高騰への対応が盛り込まれることから、改定までの間について支援を行う。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、社会福祉施設、保育施設等に対し、物価高騰に係る応援金を支給することにより、安心、安全で質の高い医療や福祉・保育サービスの提供の維持を図っている。 国の臨時交付金を活用し、令和4年9月に応援金制度を創設して以降、継続的に支援を実施している。 									細事業名	内容	予算額	(1)医療機関等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者 【支給額】 ・病院：120～235千円/施設(6.7～21.7千円/病床を加算) ※救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)120千円/施設を加算 ・有床診療所：85千円/施設(6.7～10.7千円/病床を加算) ・無床診療所・歯科診療所：70千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局：25千円/施設	167,000	(2)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設：100千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居宅介護支援事業所：70千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設：300千円/施設 ・入所・居住系施設：350千円/施設(16～20千円/定員・人を加算)	586,000	(3)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設(短期入所等)：55千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護)：140千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援)：350千円/施設(20千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居住系施設：100千円/施設(7千円/定員・人を加算)	136,547	(4)保護施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保護施設等を運営する法人 【支給額】 350千円/施設(20千円/定員・人を加算)	3,700	(5)保育施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保育施設等を運営する事業者 【支給額】 ・保育施設等：4.2千円/児童・人 ・児童養護施設等：25～33千円/入所児童等・人(世帯)8千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設：37千円/施設	73,670
細事業名	内容	予算額																								
(1)医療機関等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者 【支給額】 ・病院：120～235千円/施設(6.7～21.7千円/病床を加算) ※救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)120千円/施設を加算 ・有床診療所：85千円/施設(6.7～10.7千円/病床を加算) ・無床診療所・歯科診療所：70千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局：25千円/施設	167,000																								
(2)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設：100千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居宅介護支援事業所：70千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設：300千円/施設 ・入所・居住系施設：350千円/施設(16～20千円/定員・人を加算)	586,000																								
(3)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設(短期入所等)：55千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護)：140千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援)：350千円/施設(20千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居住系施設：100千円/施設(7千円/定員・人を加算)	136,547																								
(4)保護施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保護施設等を運営する法人 【支給額】 350千円/施設(20千円/定員・人を加算)	3,700																								
(5)保育施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保育施設等を運営する事業者 【支給額】 ・保育施設等：4.2千円/児童・人 ・児童養護施設等：25～33千円/入所児童等・人(世帯)8千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設：37千円/施設	73,670																								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
官民連携による孤独・孤立対策支援事業	31,892	26,329	5,563	21,218			10,674																											
トータルコスト 36,709千円 (前年度 31,061千円) [正職員: 0.6人]																																		
<p>1 事業の目的、概要 「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、孤独・孤立に悩む方の相談窓口の設置等により支援の充実を図る。</p>																																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業</td> <td>条例に基づく施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を開催する。 (委員の構成: 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者)</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>孤独・孤立に関する相談窓口設置事業</td> <td>孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を設置し相談内容に応じた支援機関を案内する。相談者からの要望に応じて支援機関への同行を行うとともに、相談後の状況についてフォローアップを実施する。 <窓口の概要> ・電話相談: 年中無休 ・対面相談: 東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置 ・LINE相談: 24時間365日受付 (令和7年10月～開始)</td> <td>23,668</td> </tr> <tr> <td>官民連携プラットフォーム会議</td> <td>・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議の開催 (年3回程度) ・加入団体および加入希望者を対象とした連携促進ワークショップの開催 (年2回)</td> <td>2,814</td> </tr> <tr> <td>「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助</td> <td>プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動 (チラシ作成、講演会、フォーラム等) に必要な経費を支援する。 ・補助率: 2/3 ・補助上限額: 200千円</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>ピアサポート補助金</td> <td>ピアサポートの推進を通じ、孤立を解消することを目的としてピアサポートに取り組む県内団体等の活動を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規団体</td> <td>9/10</td> <td rowspan="2">500千円</td> </tr> <tr> <td>新規団体以外の団体</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業	条例に基づく施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を開催する。 (委員の構成: 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者)	810	孤独・孤立に関する相談窓口設置事業	孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を設置し相談内容に応じた支援機関を案内する。相談者からの要望に応じて支援機関への同行を行うとともに、相談後の状況についてフォローアップを実施する。 <窓口の概要> ・電話相談: 年中無休 ・対面相談: 東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置 ・LINE相談: 24時間365日受付 (令和7年10月～開始)	23,668	官民連携プラットフォーム会議	・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議の開催 (年3回程度) ・加入団体および加入希望者を対象とした連携促進ワークショップの開催 (年2回)	2,814	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助	プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動 (チラシ作成、講演会、フォーラム等) に必要な経費を支援する。 ・補助率: 2/3 ・補助上限額: 200千円	600	ピアサポート補助金	ピアサポートの推進を通じ、孤立を解消することを目的としてピアサポートに取り組む県内団体等の活動を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規団体</td> <td>9/10</td> <td rowspan="2">500千円</td> </tr> <tr> <td>新規団体以外の団体</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体	補助率	補助上限額	新規団体	9/10	500千円	新規団体以外の団体	1/2	4,000
細事業名	内容	予算額																																
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業	条例に基づく施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を開催する。 (委員の構成: 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者)	810																																
孤独・孤立に関する相談窓口設置事業	孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を設置し相談内容に応じた支援機関を案内する。相談者からの要望に応じて支援機関への同行を行うとともに、相談後の状況についてフォローアップを実施する。 <窓口の概要> ・電話相談: 年中無休 ・対面相談: 東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置 ・LINE相談: 24時間365日受付 (令和7年10月～開始)	23,668																																
官民連携プラットフォーム会議	・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議の開催 (年3回程度) ・加入団体および加入希望者を対象とした連携促進ワークショップの開催 (年2回)	2,814																																
「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助	プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動 (チラシ作成、講演会、フォーラム等) に必要な経費を支援する。 ・補助率: 2/3 ・補助上限額: 200千円	600																																
ピアサポート補助金	ピアサポートの推進を通じ、孤立を解消することを目的としてピアサポートに取り組む県内団体等の活動を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規団体</td> <td>9/10</td> <td rowspan="2">500千円</td> </tr> <tr> <td>新規団体以外の団体</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体	補助率	補助上限額	新規団体	9/10	500千円	新規団体以外の団体	1/2	4,000																								
事業実施主体	補助率	補助上限額																																
新規団体	9/10	500千円																																
新規団体以外の団体	1/2																																	

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
生活困窮者総合支援事業	78,701	75,577	3,124	33,466			45,235																						
トータルコスト	93,708千円（前年度 90,033千円）〔正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人〕																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活困窮者の経済的自立への支援のため、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村バックアップ事業</td> <td>市町村が実施する生活困窮者創造支援事業の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築等のバックアップを行う。 担当者（初任者・主任）向け研修、広域ネットワーク会議、支援関係機関の意見交換会等を実施する。</td> <td>10,516</td> </tr> <tr> <td>住居確保給付金、見舞金</td> <td>・離職・廃業や休業等により住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。 ・県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対し、夏季に見舞金を支給する。</td> <td>28,666</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援事業</td> <td>福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 等</td> <td>24,586</td> </tr> <tr> <td>中間的就労支援推進事業</td> <td>直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。 中間的就労コーディネーターの配置を行い、協力事業所の開拓・利用者と協力事業所のマッチング等を実施する。</td> <td>9,883</td> </tr> <tr> <td>ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業</td> <td>ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者相談支援体制等拡充事業</td> <td>生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体に対し、物価高騰等の影響を受けた支援ニーズに対応して実施する活動経費を支援する。 ・補助額：1団体あたり上限500千円</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	市町村バックアップ事業	市町村が実施する生活困窮者創造支援事業の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築等のバックアップを行う。 担当者（初任者・主任）向け研修、広域ネットワーク会議、支援関係機関の意見交換会等を実施する。	10,516	住居確保給付金、見舞金	・離職・廃業や休業等により住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。 ・県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対し、夏季に見舞金を支給する。	28,666	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 等	24,586	中間的就労支援推進事業	直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。 中間的就労コーディネーターの配置を行い、協力事業所の開拓・利用者と協力事業所のマッチング等を実施する。	9,883	ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。	550	生活困窮者相談支援体制等拡充事業	生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体に対し、物価高騰等の影響を受けた支援ニーズに対応して実施する活動経費を支援する。 ・補助額：1団体あたり上限500千円	4,500
細事業名	内容	予算額																											
市町村バックアップ事業	市町村が実施する生活困窮者創造支援事業の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築等のバックアップを行う。 担当者（初任者・主任）向け研修、広域ネットワーク会議、支援関係機関の意見交換会等を実施する。	10,516																											
住居確保給付金、見舞金	・離職・廃業や休業等により住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。 ・県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対し、夏季に見舞金を支給する。	28,666																											
生活困窮者自立支援事業	福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 等	24,586																											
中間的就労支援推進事業	直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。 中間的就労コーディネーターの配置を行い、協力事業所の開拓・利用者と協力事業所のマッチング等を実施する。	9,883																											
ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。	550																											
生活困窮者相談支援体制等拡充事業	生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体に対し、物価高騰等の影響を受けた支援ニーズに対応して実施する活動経費を支援する。 ・補助額：1団体あたり上限500千円	4,500																											

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																											
ヤングケアラー支援推進事業	20,802	15,086	5,716	12,221			8,581																																											
トータルコスト 24,014千円（前年度 18,241千円）〔正職員：0.4人〕																																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ヤングケアラー等がいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図るため、ヤングケアラーの悩みや相談へ対応するための相談窓口等を設置するとともに、支援者のスキルアップを目的とした研修会等を開催する。</p>																																																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">支援の充実・孤立化防止</td> </tr> <tr> <td>LINE 相談窓口の設置</td> <td>ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する（24 時間 365 日受付）。</td> <td>7,660</td> </tr> <tr> <td>電話相談の 24 時間化</td> <td>児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する（24 時間 365 日受付）。</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>オンラインサロンの開催、SNS 上の集いの場の開設補助</td> <td>ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。 ・補助率：10/10</td> <td>3,993</td> </tr> <tr> <td>【新規】ヤングケアラーコーディネーターの配置</td> <td>ヤングケアラーコーディネーターを 1 名配置し、市町村や教育機関等関係機関からのヤングケアラーの支援に関する相談支援に対応する。県教育委員会（生徒支援・教育相談センター）と連携し、学校や教育現場と市町村等支援機関のつなぎ、支援体制構築・強化を図る。</td> <td>5,566</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支援者のスキルアップ</td> </tr> <tr> <td>フォーラム兼支援者研修会</td> <td>県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>支援機関の研修助成</td> <td>各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 ・補助率：10/10 ・1 件あたりの上限額：80 千円</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td colspan="3">理解促進・啓発</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー啓発事業</td> <td>リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー出前授業</td> <td>ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。</td> <td>605</td> </tr> <tr> <td colspan="3">関係機関の連携</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー支援会議</td> <td>学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	支援の充実・孤立化防止			LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する（24 時間 365 日受付）。	7,660	電話相談の 24 時間化	児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する（24 時間 365 日受付）。	539	オンラインサロンの開催、SNS 上の集いの場の開設補助	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。 ・補助率：10/10	3,993	【新規】ヤングケアラーコーディネーターの配置	ヤングケアラーコーディネーターを 1 名配置し、市町村や教育機関等関係機関からのヤングケアラーの支援に関する相談支援に対応する。県教育委員会（生徒支援・教育相談センター）と連携し、学校や教育現場と市町村等支援機関のつなぎ、支援体制構築・強化を図る。	5,566	支援者のスキルアップ			フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847	支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 ・補助率：10/10 ・1 件あたりの上限額：80 千円	560	理解促進・啓発			ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。	955	ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	605	関係機関の連携			ヤングケアラー支援会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	77
細事業名	内容	予算額																																																
支援の充実・孤立化防止																																																		
LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する（24 時間 365 日受付）。	7,660																																																
電話相談の 24 時間化	児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する（24 時間 365 日受付）。	539																																																
オンラインサロンの開催、SNS 上の集いの場の開設補助	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。 ・補助率：10/10	3,993																																																
【新規】ヤングケアラーコーディネーターの配置	ヤングケアラーコーディネーターを 1 名配置し、市町村や教育機関等関係機関からのヤングケアラーの支援に関する相談支援に対応する。県教育委員会（生徒支援・教育相談センター）と連携し、学校や教育現場と市町村等支援機関のつなぎ、支援体制構築・強化を図る。	5,566																																																
支援者のスキルアップ																																																		
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847																																																
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 ・補助率：10/10 ・1 件あたりの上限額：80 千円	560																																																
理解促進・啓発																																																		
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。	955																																																
ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	605																																																
関係機関の連携																																																		
ヤングケアラー支援会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	77																																																

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	3,285	3,176	109	556			2,729	
トータルコスト	42,436千円（前年度40,493千円）〔正職員：3.0人 会計年度任用職員：4.0人〕							

1 事業の目的、概要

社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
社会福祉法人指導監査の充実	適正な法人運営を指導するとともに、関係機関等との連携を図る。	2,824
法人支援をはじめとする各種研修会の実施	法人運営適正化への支援、法人の役職員及び県の監査実施者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	461

3 その他（改善点等）

- 法人との意見交換の時間をより多く確保することに努め、各法人の経営状況や置かれている事情を把握し、機械的・画一的な指導にならないよう努めている。
- 施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。
- 県民福祉局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
社会福祉法人育成事業	36,515	36,201	314				36,515										
トータルコスト	39,727千円（前年度39,356千円）〔正職員：0.4人〕																
<p>1 事業の目的、概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金</td> <td>施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。</td> <td>28,300</td> </tr> <tr> <td>福祉施設経営指導事業補助金</td> <td>社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>8,215</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金交付実績 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度：12施設 令和4年度：11施設 令和5年度：10施設 令和6年度：9施設 令和7年度：9施設（見込み） 									細事業名	内容	予算額	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。	28,300	福祉施設経営指導事業補助金	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	8,215
細事業名	内容	予算額															
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。	28,300															
福祉施設経営指導事業補助金	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	8,215															

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,184	1,178	6				1,184	
トータルコスト	6,001千円（前年度5,910千円）〔正職員：0.6人〕							

1 事業の目的、概要

県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
評価推進委員会の運営	学識経験者等10名以内で構成する評価推進委員会の開催（年3回） 審議内容：評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等	237
評価調査者養成研修（県社協委託）	県が名簿登載する評価調査者を養成するための研修の開催（年1回）	691
評価調査者継続研修	県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修の開催（年2回）	235
評価機関の指導、監督等	監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費	21

3 その他（改善点等）

- 各福祉サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審について、一層の促進を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,571千円（前年度13,514千円） [正職員：0.4人]							

1 事業の目的、概要

社会福祉法人へ中小規模の修繕に対し補助を行うことにより、老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。

2 主な事業内容

財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。

(1) 対象施設

社会福祉法人が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。）

※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。

※高額繰越金等を有する施設を除く。

(2) 補助対象事業

設置から10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕

※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象

(3) 補助率等

①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設：3/4

②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設：1/2

3 その他

・過去5か年で、計18施設へ補助を行った。

令和3年度：3施設

令和4年度：4施設

令和5年度：4施設

令和6年度：4施設

令和7年度：3施設（交付決定件数）

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7193)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護人材 (介護・障がい) 確保促進事業	12,553	0	12,553	1,600		(基金繰入金) 450	10,503	
トータルコスト	16,568千円 (前年度 0千円) [正職員：0.5人]							

1 事業の目的、概要

介護・障がい福祉分野への人材確保につなげるため、介護職の魅力発信、外国人材を受け入れる団体に対する補助、人材育成の支援等を行い、福祉人材の参入促進事業を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
介護職の魅力発信事業		
魅力発信できる介護職員の育成 (基金)	介護職の魅力 (価値) を自らが再発見し、対外的に発信できる人材を育成するため、介護の魅力発信研修に県内の介護職員を派遣する。	150
学校と連携した活動 (基金)	生徒が介護の仕事への関心を持つとともに、介護福祉士養成校を通じた介護職の就職を増加させるため、県内小中高校と連携して、新たに養成校見学・体験授業を実施することとし、当該経費を支援する。(補助率10/10) また、従来実施している中学校・高校向けメニューに加え、新たに小学校向けメニューを構築する。	300
外国人材受入れ等支援事業 (介護分野で実施している事業を障がい分野でも実施)		
【外国人材受入れ】 特定技能外国人材の受入に伴う初期経費支援事業 (単県)	一定の専門性・技能を有し、即戦力として期待できる特定技能外国人の受入を促進するため、初期経費 (人材紹介料、日本語・介護等研修等教育費、登録支援機関による義務的支援経費、来日初年度の家賃費用等) の一部を支援する。(補助率1/2) また、特定技能外国人を未受入の施設において、円滑な受入を支援するため、既受入施設における視察見学会を実施する。	1,800
【外国人材受入れ】 在外機関と連携して行うリクルート活動支援事業 (国庫 2/3)	法人が海外で在外機関 (学校等) と連携し、来日希望者に対する説明会、外国人材の情報収集、県内障害福祉サービス事業所等の情報提供、面接や求人募集等のリクルート活動を行う場合に必要経費を支援する。(補助率10/10)	1,500
【外国人材受入れ】 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備事業 (国庫 2/3)	外国人材が障害福祉サービス事業所で円滑に就労・定着できるよう、県内受入施設等に対して、ツール等 (携帯翻訳機、オンライン学習ツールなど) の導入費用や、ツール等が有効活用されるための環境整備 (導入研修、関連規程の整備など) に係る経費を支援する。(補助率3/4)	900
【外国人材受入れ】 外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業 (単県)	日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用 (学費、居住費、国家試験対策費、入学・就職準備金) を支援する。(補助率1/3)	3,680
【外国人材受入れ】 外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業 (単県)	受入施設等において、外国人材への介護福祉士資格取得支援や生活支援等を行う場合経費の一部を支援する。(補助率2/3)	600
各種研修参加に係る代替要員の確保対策 (単県)	介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図るため、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し支援する。(補助率10/10)	473
介護人材キャリアアップ研修支援事業 (単県)	障がい者支援に係る研修の受講経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。(補助率1/2)	750
人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援) (単県)	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じるかかり増し経費を支援する。	2,400

3 その他

介護・障がい福祉分野における人材不足が深刻化していることを踏まえ、高齢者介護分野と障がい福祉分野が連携し、人材確保に向けた支援策に取り組むことで、より効果的な施策を推進していく。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親なき後を見据えた地域生活サポート事業	72,620	68,968	3,652	2,568			70,052	
トータルコスト	73,423千円 (前年度 69,757千円) [正職員：0.1人]							
1 事業の目的、概要								
親なき後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等の統合的な取組を実施し、支援体制の充実を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
親なき後の安心サポート体制構築事業 (国1/2)	保護者が元気なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していく引継書である「安心サポートファイル」を、更に多くの方に活用してもらえるよう更なる普及活動や周知を行う。 また、同冊子の着実な全県普及と促進を図るため、普及員の設置及び新規普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを継続して配置する。 [委託先] 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会						4,897	
鳥取県障がい児・者地域生活体験事業	自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すため、一戸建て住宅等を利用した生活体験の場 (生活体験ホーム) を提供する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。						2,400	
【拡充】グループホーム施設整備事業	更なるグループホームの整備促進を図るため、地域において特に必要とされるグループホームの整備に対して支援を行う。 【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等 【対象事業】強度行動障がい者、重度障がい者の定員数を増加させる整備や防災、減災に資する整備等、グループホームの創設 (新築)、改築・大規模修繕等 (国庫補助協議不採択案件に限る) 【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費 【補助率】補助対象経費の1/2 (ただし国補助単価にあわせて別途補助上限額を設定) ※重度障がい者及び強度行動障がい者の受入れを行う場合に加え、地域ニーズを満たすための整備に対し補助金を加算する。						49,583	
【新規】グループホーム施設整備強化事業	東部圏域のグループホームが他圏域と比較して不足していることから、鳥取市 (中核市) が行うグループホームの整備に対して支援する。 【対象事業】社会福祉施設等施設整備費補助事業で、鳥取市が国に協議し、不採択となった案件で、鳥取市が支援する事業 【補助率】鳥取市が補助する額の20/100						10,000	
市町村連絡会の運営	地域生活支援拠点の運営に係る市町村連絡会を開催し、各市町村の取組状況、手法、課題を共有することで、ノウハウの横展開を図り、全県的な拠点の機能充実を図る。						240	
【新規】地域生活拠点機能強化支援事業	地域生活支援拠点の機能を充実させる市町村の取組に対し、必要な経費を補助する (補助率1/2)。 【補助対象経費】障がい者の緊急時に対応するための受入れ先の調整や地域移行の促進等の役割を担う地域生活支援拠点コーディネーターの専門的な人材育成等に係る経費等						5,000	
【新規】障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発事業	障がい者が健診等を受けやすい環境づくりを進めるため、市町村や健診機関などに対して、障がい者の特性に応じた対応や課題等に精通した有識者を講師として、啓発セミナーを開催する。						500	
3 その他 (改善点等)								
<ul style="list-style-type: none"> 安心サポートファイルの見直しを契機に、多くの方に活用してもらえるよう普及活動を強化する。 親なき後等の緊急時に備えた受入れ先の調整や連携体制の構築を担う地域生活支援拠点の機能強化、拠点コーディネーターの育成や相談体制の強化のため、市町村に対する補助制度を創設する。 多様なニーズに応えるグループホーム等の障がい福祉事業所の整備を進めるため、同種サービス事業所が存在しない市町村における整備や医療的ケアが必要な方が利用できる施設の整備等、複数の地域ニーズを満たす施設整備に対し補助金を加算する制度を創設する。 								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
(新) 障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策事業	1,075	0	1,075				1,075										
トータルコスト	1,878千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>全国的に障がい福祉分野におけるスタッフ（訪問サービス含む）へのカスタマーハラスメントが大きな課題となる中、今後ますます需要が高まる介護スタッフの確保・定着の観点も踏まえ、利用者やその家族等からのハラスメントに対して、職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等長期定着支援事業補助金</td> <td>利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人 <補助対象経費> 安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等） <補助率> 1/2 <補助上限額> 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人 <補助対象経費> 複数名による居宅介護を行う場合の経費 (※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。) <補助率> 10/10 <補助上限額> 訪問回数×1,500円</td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)</td> <td>障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</td> <td>※長寿社会課が実施する研修と合同実施</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	介護職員等長期定着支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人 <補助対象経費> 安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等） <補助率> 1/2 <補助上限額> 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人 <補助対象経費> 複数名による居宅介護を行う場合の経費 (※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。) <補助率> 10/10 <補助上限額> 訪問回数×1,500円	1,075	障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)	障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	※長寿社会課が実施する研修と合同実施
細事業名	内容	予算額															
介護職員等長期定着支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人 <補助対象経費> 安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等） <補助率> 1/2 <補助上限額> 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 <補助対象者> 県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人 <補助対象経費> 複数名による居宅介護を行う場合の経費 (※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。) <補助率> 10/10 <補助上限額> 訪問回数×1,500円	1,075															
障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)	障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	※長寿社会課が実施する研修と合同実施															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,330	3,330	0	1,665			1,665	

トータルコスト 8,147千円 (前年度 8,062千円) [正職員:0.6人]

1 事業の目的、概要

障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
障がい者虐待防止等研修事業 (委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報 	1,986
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業 (委託)	市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織 (弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体) を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014
指導者養成研修の受講 (特別旅費)	厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	330

3 その他 (改善点等)

広く障がい者と接する可能性のある者に対する啓発を継続し、理解を深めるとともに、虐待防止支援チームの活動を通じて障がい者の権利擁護を図る。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	68,475	60,046	8,429				68,475	
トータルコスト	70,884千円 (前年度62,412千円) [正職員: 0.3人]							
1 事業の目的、概要 重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内 容						予算額	
重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体: 市町村 ・補助率: 1/2 ・基準単価: 生活介護利用者 一人当たり 2,900 円/日 短期入所利用者 一人当たり 6,700 円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり 1,900 円/日						36,394	
「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体: 市町村 ・補助率: 1/2 ・基準単価: 利用者一人当たり 7,200 円～13,900 円/日						13,118	
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業	訪問系サービスにおける、手厚いケアが必要な重度者への支援の提供に対して、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 ・実施主体: 市町村 ・補助率: 1/2 【重度加算】基本報酬に一定率を乗じた額 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円 【通院加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円						3,590	
【拡充】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	基準上必要な人員に加え常時看護職員を利用者10人あたり1名以上(※)配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。 ・実施主体: 市町村 ・補助率: 1/2 ・補助額: (利用者10人以下の場合) 26,300千円/年 (県負担額13,150千円) (利用者11人以上の場合) 30,345千円/年 (県負担額15,173千円) (※)…夜間及び深夜に限り、利用者20人当たり看護職員1名とする。 また、利用者が11人以上の場合に、看護職員1名に限り人員配置基準に定める従業員を兼ねることができる。						15,173	
たん吸引研修等受講奨励金交付事業	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。 補助額: 受講者1人につき、研修課程に応じて10千円～23千円						200	
3 その他(改善点等) 医療的なケアを必要とする重度障がい者に手厚い支援を提供するグループホームが持続可能に障がい福祉サービスを提供できるよう、補助事業の拡充を行う。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,177	12,200	△23				12,177										
トータルコスト	13,783千円 (前年度 13,777千円) [正職員: 0.2人]																
<p>1 事業の目的、概要 グループホーム等の設置促進及び安全で質の高い運営体制を確保し、障がい者の地域移行の促進を図るため、夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者グループホーム夜間世話人配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,300円/日</p> <p>(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,171</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 (1施設あたり支援員2名を上限とする)</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,006</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,300円/日</p> <p>(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,171	重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 (1施設あたり支援員2名を上限とする)</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,006
細事業名	内容	予算額															
障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,300円/日</p> <p>(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合: 最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,171															
重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 (1施設あたり支援員2名を上限とする)</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,006															
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	186,313	179,410	6,903				186,313										
トータルコスト	189,525千円 (前年度 182,565千円) [正職員: 0.4人]																
<p>1 事業の目的、概要 障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助することにより、事業の円滑な実施に資する。(根拠法令 障害者総合支援法第94条)</p> <p>2 主な事業内容 【実施主体】 市町村 【実施方法】 補助 【負担割合】 国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国庫補助金が総事業費の1/2に満たない場合であっても、県は、国庫補助金の額にかかわらず、総事業費の1/4を補助する。</p>																	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
相談支援体制強化事業	9,355	10,780	△1,425	1,051			8,304																									
トータルコスト	19,793千円 (前年度 21,033千円) [正職員: 1.3人]																															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域自立支援協議会運営事業等</td> <td>有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援</td> <td>令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業</td> <td>市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</td> <td>1,341</td> </tr> <tr> <td>(4) 腎臓病患者サポート事業</td> <td>腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 (実施主体: 鳥取県腎友会 補助率: 10/10)</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業</td> <td>複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。(補助率: 1/2)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>(6) 障害福祉サービス等利活用促進事業</td> <td>情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。(補助率: 1/2)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>(7) 障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業</td> <td>入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向けて行う以下の取組に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。(補助率: 10/10) ① 移行に向けた支援体制の整備 (支援チームの設置) ② 移行対象者の選定 (定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握 等) ③ 定期的な支援会議の実施 (アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定 等) ④ 移行に向けた具体調整 (関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成 等)</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 (改善点等)</p> <p>各市町村における相談支援専門員の確保に向けた取組を促進するため、希望する市町村に対して鳥取県相談支援従事者初任者研修の修了者名簿を提供することで、資格取得者の把握および人材の掘り起こしを促している。</p>									細事業名	内容	予算額	(1) 地域自立支援協議会運営事業等	有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。	750	(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援	令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。	342	(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業	市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。	1,341	(4) 腎臓病患者サポート事業	腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 (実施主体: 鳥取県腎友会 補助率: 10/10)	422	(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。(補助率: 1/2)	3,000	(6) 障害福祉サービス等利活用促進事業	情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。(補助率: 1/2)	500	(7) 障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業	入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向けて行う以下の取組に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。(補助率: 10/10) ① 移行に向けた支援体制の整備 (支援チームの設置) ② 移行対象者の選定 (定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握 等) ③ 定期的な支援会議の実施 (アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定 等) ④ 移行に向けた具体調整 (関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成 等)	3,000
細事業名	内容	予算額																														
(1) 地域自立支援協議会運営事業等	有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。	750																														
(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援	令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。	342																														
(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業	市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。	1,341																														
(4) 腎臓病患者サポート事業	腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 (実施主体: 鳥取県腎友会 補助率: 10/10)	422																														
(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。(補助率: 1/2)	3,000																														
(6) 障害福祉サービス等利活用促進事業	情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。(補助率: 1/2)	500																														
(7) 障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業	入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向けて行う以下の取組に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。(補助率: 10/10) ① 移行に向けた支援体制の整備 (支援チームの設置) ② 移行対象者の選定 (定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握 等) ③ 定期的な支援会議の実施 (アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定 等) ④ 移行に向けた具体調整 (関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成 等)	3,000																														

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障がい者福祉従業者等研修事業)	49,781	44,811	4,970	26,578		(基金繰入金) 1,733	21,470	
トータルコスト	52,993千円 (前年度 47,966千円) [正職員：0.4人]							

1 事業の目的、概要

障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法を検討するとともに各種研修を実施することにより技術の向上を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
指導者養成研修	研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣するための経費	1,923
サービス管理責任者等研修	障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修の実施	40,320
障がい福祉サービス質の向上支援	事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要な費用等を補助する。 対象者：強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者についての処遇に係る課題を解決するため、事例検討等を実施する指定障害福祉サービス事業者等 対象経費：講師・アドバイザーの謝金・旅費、研修参加料・旅費、視察旅費 補助率：1/2	224
障がい福祉分野就職支援金貸付事業	貸付事業により、他業種・他分野で働いていた者等の障害福祉分野における介護職としての参入促進を図る。 貸付対象者：他業種等で働いていた者等で、一定の研修等を修了した者 貸付額(上限)：200千円 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	5,221
障がい者等口腔機能向上推進事業	県内歯科医を対象とした障がい者歯科診療についての講習会及び障がい福祉施設職員等に対する歯科疾患予防等に関する講習会を開催する。	360
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成する研修を行う。	1,733

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (高次脳機能障がい者支援普及事業)	6,621	5,224	1,397	3,190			3,431	
トータルコスト	13,847千円 (前年度 12,322千円) [正職員：0.9人]							

1 事業の目的、概要

高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するとともに、研修会等を通して必要な人材育成を行うことで、高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実及び、高次脳機能障がい者とその家族への支援体制の拡充を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【拡充】高次脳機能障がい者支援普及事業 (国 1/2)	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター (精神保健福祉士) を1名配置し、以下の業務を実施する。 なお、法改正に伴い、高次脳機能障がい者支援拠点機関を「高次脳機能障害者支援センター」として新たに指定するとともに、高次脳機能障がい者に対する支援体制の強化を図る。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人 野島病院〕	5,005
高次脳機能障がい者支援連携強化事業 (国 1/2)	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72
【新規】高次脳機能障がい者支援地域連絡協議会の設置 (単県)	関係機関が一堂に会し、本県における高次脳機能障がい者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について検討する協議会を設置。	239
【新規】高次脳機能障害者家族会補助金 (国 1/2)	高次脳機能障がいに係る普及啓発活動 (会報の作成・インスタグラムでの活動報告)、訪問や電話による相談活動及び当事者、その家族等による定例会 (悩みの共有や情報交換ができる交流活動) 等の活動経費に対して補助する。 【補助上限額】435千円 【補助団体数】3団体 【補助率】相談事業 10/10、普及啓発事業 1/2	1,305

3 その他

高次脳機能障害者支援法の制定に伴い (令和7年12月16日成立)、野島病院を「高次脳機能障害者支援センター」としてあらためて指定し、かつ家族会の活動への補助を行い、圏域ごとの相談機能等を拡充し支援体制の強化を図る。

また、高次脳機能障がい者支援地域連絡協議会を設置し、高次脳機能障がい者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
障がい者社会参加促進事業	10,350	8,691	1,659	3,200			7,150																									
トータルコスト	11,956千円（前年度 10,268千円）〔正職員：0.2人〕																															
<p>1 事業の目的、概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）</td> <td>・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）</td> <td>仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）</td> <td>957</td> </tr> <tr> <td>3. UDタクシー利用促進事業（単県）</td> <td>日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）</td> <td>江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。</td> <td>1,159</td> </tr> <tr> <td>5. 精神障がい者バレーボール交流会等</td> <td>精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等</td> <td>・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとつとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業</td> <td>中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）	・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）	5,100	2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）	957	3. UDタクシー利用促進事業（単県）	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）	100	4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。	1,159	5. 精神障がい者バレーボール交流会等	精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。	534	6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等	・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとつとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。	2,300	【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業	中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。	200
細事業名	内容	予算額																														
1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）	・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）	5,100																														
2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）	957																														
3. UDタクシー利用促進事業（単県）	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）	100																														
4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。	1,159																														
5. 精神障がい者バレーボール交流会等	精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。	534																														
6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等	・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとつとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。	2,300																														
【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業	中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。	200																														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
強度行動障がい者 支援体制総合強化 事業	27,596	23,273	4,323	2,148			25,448																						
トータルコスト	28,399千円（前年度 24,062千円）〔正職員：0.1人〕																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。</p> <p>また、若年の在宅の強度行動障がい者に対し、行動障がいの発現頻度を減らすための環境調整などをしながら障害福祉サービスの利用につながるよう支援を行う。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障がい児者環境整備事業</td> <td>強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、療養介護 【補助内容等】 受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき1,500千円を支援</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業</td> <td>強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る報酬相当額を引いた差額の助成を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護 【補助内容等】 [障害者支援施設] 一人当たり202千円/月 [共同生活援助] 一人当たり261～409千円/月 [短期入所] 一人当たり7～17千円/日 [生活介護] 一人当たり2千円/日</td> <td>8,130</td> </tr> <tr> <td>鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業</td> <td>在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。 【対象サービス】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 【補助内容等】 [重度加算] 基本報酬に15%を乗じた金額を補助 [遠隔地加算] サービス提供1回当たり最大2千円を補助 [通院等加算] 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回当たり最大2千円を補助</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>強度行動障がい者体験利用等促進事業</td> <td>障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。 【対象サービス】 短期入所、生活介護等 【補助内容等】 市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>強度行動障がい支援者養成加速化事業</td> <td>県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。 【補助内容等】 受講者1人当たり52千円</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業</td> <td>現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。</td> <td>5,196</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	強度行動障がい児者環境整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、療養介護 【補助内容等】 受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき1,500千円を支援	9,000	鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る報酬相当額を引いた差額の助成を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護 【補助内容等】 [障害者支援施設] 一人当たり202千円/月 [共同生活援助] 一人当たり261～409千円/月 [短期入所] 一人当たり7～17千円/日 [生活介護] 一人当たり2千円/日	8,130	鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。 【対象サービス】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 【補助内容等】 [重度加算] 基本報酬に15%を乗じた金額を補助 [遠隔地加算] サービス提供1回当たり最大2千円を補助 [通院等加算] 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回当たり最大2千円を補助	4,500	強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。 【対象サービス】 短期入所、生活介護等 【補助内容等】 市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	250	強度行動障がい支援者養成加速化事業	県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。 【補助内容等】 受講者1人当たり52千円	520	とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業	現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。	5,196
細事業名	内容	予算額																											
強度行動障がい児者環境整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、療養介護 【補助内容等】 受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき1,500千円を支援	9,000																											
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る報酬相当額を引いた差額の助成を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護 【補助内容等】 [障害者支援施設] 一人当たり202千円/月 [共同生活援助] 一人当たり261～409千円/月 [短期入所] 一人当たり7～17千円/日 [生活介護] 一人当たり2千円/日	8,130																											
鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。 【対象サービス】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 【補助内容等】 [重度加算] 基本報酬に15%を乗じた金額を補助 [遠隔地加算] サービス提供1回当たり最大2千円を補助 [通院等加算] 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回当たり最大2千円を補助	4,500																											
強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。 【対象サービス】 短期入所、生活介護等 【補助内容等】 市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	250																											
強度行動障がい支援者養成加速化事業	県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。 【補助内容等】 受講者1人当たり52千円	520																											
とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業	現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。	5,196																											
<p>3 その他</p> <p>「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」では、現在16名の方を対象に定期的な訪問による助言、相談対応等の支援を行っている。今後も支援を継続し、サービスの安定的な利用等につなげていく。</p>																													

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	111,677	125,727	△14,050	68,846			42,831	

トータルコスト 114,889千円（前年度 128,882千円）〔正職員：0.4人〕

1 事業の目的、概要

障害福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備を行う事業者に対して助成を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p>	103,269
鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	<p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） 	8,408

3 その他（改善点等）

<近年の実績（社会福祉施設等施設整備費補助金のみ）>

令和7年度	グループホームの創設1件
令和6年度	グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件
令和5年度	グループホームの創設1件
令和4年度補正	多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件
令和4年度	グループホームの創設1件
令和3年度補正	多機能型施設の大規模修繕1件
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189	47,151	4,038	22,344			28,845	
トータルコスト	56,809千円（前年度 52,672千円）〔正職員：0.7人〕							

1 事業の目的、概要

障害者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画（第4期計画）の目標達成を目指す。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1. 総合相談窓口機能の充実	事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。	44,689
2. 共同受注窓口機能の強化	民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。	
3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施	事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等、事業所の課題に応じた支援を行う。	
4. 専門家派遣による支援	振興センターによる支援だけでは対応できない相談に対し、専門家を派遣し、より専門的・効果的な支援を実施する。	
5. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施	事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。	
6. 振興センター職員の支援力向上のための人材育成	物価高騰や最低賃金の引き上げなど、就労継続支援事業所の課題は多様化・複雑化してきていることから、外部講師の招聘による学習会の開催、全国の工賃向上好事例等の視察、研修参加等により振興センター職員の支援力向上を図る。	
【拡充】 7. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）	利用者の満足度の向上及び工賃向上のため、利用者負担軽減に係る環境整備、工賃向上に係る生産性向上、イベント出店等による販売促進、スポーツ・芸術活動や季節ごとのイベントの開催など福利厚生充実、職員人材育成等に取り組む事業所を支援 補助率 1/2、上限 200 千円 補助率 2/3、上限 300 千円 ※専門家派遣による支援を受けた場合	6,500

※細事業1～6は、特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し実施する。（国1/2、県1/2）

3 その他

- 令和6年3月に第4期目となる工賃向上計画（令和6～11年度）を策定し、工賃支払総額を計画策定当初の平成19年度比で4倍以上とすること、事業所利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう利用環境の充実を目指すことなどを内容とする「魅力ある就労B型実現目標」を設定した。
- 令和6年度の平均工賃は27,915円（前年度比570円増加）、工賃支払総額は約7億7千万円（前年度比約2,300万円増加）といずれも過去最高となり、高い工賃水準を実現している。

【特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターの概要】

設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕
職員数	12名（総合相談・事業コーディネート、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）
事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	30,628	30,628	0	15,314			15,314																	
トータルコスト	31,431千円 (前年度 31,417千円) [正職員：0.1人]																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先 東部：障害者就業・生活支援センターしらはま (鳥取市／社会福祉法人鳥取県厚生事業団) 中部：障害者就業・生活支援センターくらのよし (倉吉市／社会福祉法人鳥取県厚生事業団) 西部：障害者就業・生活支援センターしゅーと (米子市／社会福祉法人あしーど)</p> <p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援員</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> <td>0.5人 (国 1/2、県 1/2)</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1人 (国 1/2、県 1/2)</td> </tr> </tbody> </table>									圏域	東部	中部	西部	生活支援員	1人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)	発達障がい者就労・生活支援員	1人 (国 1/2、県 1/2)	0.5人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)	アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国 1/2、県 1/2)
圏域	東部	中部	西部																					
生活支援員	1人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)																					
発達障がい者就労・生活支援員	1人 (国 1/2、県 1/2)	0.5人 (国 1/2、県 1/2)	1人 (国 1/2、県 1/2)																					
アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国 1/2、県 1/2)																					

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,119	0	437			1,682	

トータルコスト 3,725千円 (前年度 3,696千円) [正職員: 0.2人]

1 事業の目的、概要

障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
障がい者一般就労移行ネットワーク会議 (単県)	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。	733
就労移行・定着支援セミナー開催事業 (国 1/2)	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等	875
実習受入謝金等の支給 (単県)	障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する(3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。)。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に加入する。	331
研修受入謝金等の支給 (単県)	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。	180

3 その他(改善点等)

福祉就労から一般就労への移行実績 令和4年度: 62人 令和5年度: 79人 令和6年度: 95人

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	20,801	20,208	593	8,144			12,657	

トータルコスト 32,042千円 (前年度 31,250千円) [正職員: 1.4人]

1 事業の目的、概要

農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる就労機会の創出や工賃向上を目指し、農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
農福連携マッチング機能 (国 1/2)	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 <業務内容> 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費(福祉保健課)で予算措置
農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援 (単県)	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 <農業分野等チャレンジ支援事業補助金> 農林水産分野作業受託支援: 補助率 2/3、上限額 100 千円 スタートアップ支援: 補助率 1/2、上限額 300 千円 自主農業支援: 補助率 1/2、上限額 1,000 千円 専門家派遣支援: 補助率 1/2、上限額 250 千円	4,705
農福連携による地域づくり事業 (国 1/2)	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、事業所力向上・販路拡大を見据えた事業所支援を行い、農福連携マルシェの開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	16,096

3 その他(改善点等)

平成 22 年度から、全国に先駆けた取組として、鳥取県内の各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農作業のマッチングを実施している。平成 22 年度から令和 6 年度の 15 年間で、2,587 件の農作業をマッチングし、197,000 千円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
マッチング(件数)	264	296	231	276	326
作業料金(千円)	18,886	22,222	22,936	32,493	31,354

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681	25,311	1,370				26,681										
トータルコスト	31,498千円 (前年度 30,043千円) [正職員：0.6人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>工賃向上計画（第4期計画）の目標達成のため、ワークコーポとっとり（※）での更なる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置した（全国初）。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同作業場の運営</td> <td>受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等</td> <td>26,381</td> </tr> <tr> <td>共同作業の実習に係る奨励金</td> <td>中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>ワークコーポととりが受注する業務は、大規模ロットで高品質が求められる内容であり、単価の高い作業が多いため、高い工賃水準を維持している。</p>									細事業名	内容	予算額	共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	26,381	共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300
細事業名	内容	予算額															
共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	26,381															
共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679	4,754	△75				4,679	
トータルコスト	9,496千円 (前年度 9,486千円) [正職員：0.6人]							

1 事業の目的、概要

障害者就労支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。

2 主な事業内容

(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度 (80千円)

貸付対象	事業所を運営する法人等
貸付限度額	5,000千円
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。
貸付使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）
償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）

(2) 補助制度

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率 (上限額)	予算額
障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度 (上記融資制度に基づく利子補助事業)	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関	10/10	599
障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所	2/3 (1,000)	3,000
障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金		県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業	2/3 (1,000)	1,000

3 その他（改善点等）

平成22年度の制度創設より、融資制度は33件（融資総額約1億4,700万円の利子相当分を支援）、新商品開発は104件（支援総額7,500万円）、企業との協働連携は7件（支援総額480万円）の支援を行った。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
福祉の店販売機能強化事業	8,652	8,080	572				8,652									
トータルコスト	10,258千円 (前年度 9,657千円) [正職員：0.2人]															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p><支援スキーム></p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと </td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table>									要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 															
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助															
補助率	県1/2															
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	23,191	23,596	△405	3,455			19,736																												
トータルコスト	26,403千円 (前年度 26,751千円) [正職員：0.4人]																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、障がい者の情報保障に資する施策を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者 ICT サポート総合推進事業 (国1/2)</td> <td>鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。</td> <td>6,010</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者向け遠隔サポート事業 (単県)</td> <td>スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者(視覚障がい者)の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者情報アクセス向上事業 (単県)</td> <td>情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>同行援護従事者確保推進事業 (単県)</td> <td>視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。</td> <td>5,051</td> </tr> <tr> <td>マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成 (国1/2)</td> <td>マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業 (単県)</td> <td>コード化点字ブロック使用に係る保守料 (設置場所：鳥取駅周辺) ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>電話リレーサービス等加入促進事業 (単県)</td> <td>日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td>ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業 (単県)</td> <td>レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。</td> <td>2,880</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者 ICT サポート総合推進事業 (国1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010	視覚障がい者向け遠隔サポート事業 (単県)	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者(視覚障がい者)の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000	視覚障がい者情報アクセス向上事業 (単県)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800	同行援護従事者確保推進事業 (単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	5,051	マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成 (国1/2)	マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	900	コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業 (単県)	コード化点字ブロック使用に係る保守料 (設置場所：鳥取駅周辺) ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200	電話リレーサービス等加入促進事業 (単県)	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業 (単県)	レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880
細事業名	内容	予算額																																	
障がい者 ICT サポート総合推進事業 (国1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010																																	
視覚障がい者向け遠隔サポート事業 (単県)	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者(視覚障がい者)の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000																																	
視覚障がい者情報アクセス向上事業 (単県)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800																																	
同行援護従事者確保推進事業 (単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	5,051																																	
マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成 (国1/2)	マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	900																																	
コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業 (単県)	コード化点字ブロック使用に係る保守料 (設置場所：鳥取駅周辺) ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200																																	
電話リレーサービス等加入促進事業 (単県)	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350																																	
ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業 (単県)	レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （盲人ホーム運営 費補助金）	7,545	6,955	590	3,772			3,773													
トータルコスト	8,348千円（前年度 7,744千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>視覚障がい者の自立を図るため、あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 （負担割合：国1/2、県1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <p>施設名：鳥取県ライトハウス盲人ホーム 所在地：米子市皆生温泉三丁目18-3 主な業務：あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</p>																				
失語症者向け意思 疎通支援事業	16,377	16,380	△3	4,233		(雑入) 7,911	4,233													
トータルコスト	17,180千円（前年度 17,169千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。</td> <td>7,543</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）</td> <td>意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。</td> <td>8,647</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543	指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187	意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,647
細事業名	内容	予算額																		
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543																		
指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187																		
意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,647																		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源																												
手話でコミュニケーション事業	122,546	112,850	9,696	42,236		27,695	52,615																												
トータルコスト	128,969千円 (前年度 119,160千円) [正職員: 0.8人]																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成 25 年 10 月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人のための手話講座、筆談セミナーの開催 (単県)</td> <td>ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。</td> <td>3,793</td> </tr> <tr> <td>手話サークル・手話啓発イベント等への補助 (単県)</td> <td>手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。</td> <td>1,465</td> </tr> <tr> <td>遠隔手話通訳サービス (国 1/2)</td> <td>ICT を活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。</td> <td>5,706</td> </tr> <tr> <td>音声文字変換システム (単県)</td> <td>きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者設置・派遣等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。</td> <td>48,934</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者養成研修等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)</td> <td>研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー (経験の浅い通訳者のサポート) ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施</td> <td>22,509</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業 (国 1/2)</td> <td>圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。</td> <td>37,528</td> </tr> <tr> <td>その他 (単県)</td> <td>手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり (地域住民との交流サロン) への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助</td> <td>1,726</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人のための手話講座、筆談セミナーの開催 (単県)	ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。	3,793	手話サークル・手話啓発イベント等への補助 (単県)	手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。	1,465	遠隔手話通訳サービス (国 1/2)	ICT を活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。	5,706	音声文字変換システム (単県)	きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。	885	手話通訳者設置・派遣等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。	48,934	手話通訳者養成研修等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)	研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー (経験の浅い通訳者のサポート) ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施	22,509	相談支援事業 (国 1/2)	圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	37,528	その他 (単県)	手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり (地域住民との交流サロン) への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助	1,726
細事業名	内容	予算額																																	
ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人のための手話講座、筆談セミナーの開催 (単県)	ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。	3,793																																	
手話サークル・手話啓発イベント等への補助 (単県)	手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。	1,465																																	
遠隔手話通訳サービス (国 1/2)	ICT を活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。	5,706																																	
音声文字変換システム (単県)	きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。	885																																	
手話通訳者設置・派遣等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。	48,934																																	
手話通訳者養成研修等 (国 1/2、鳥取市負担金、単県)	研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー (経験の浅い通訳者のサポート) ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施	22,509																																	
相談支援事業 (国 1/2)	圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	37,528																																	
その他 (単県)	手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり (地域住民との交流サロン) への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助	1,726																																	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
視覚障がい者情報支援事業	93,657	84,091	9,566	32,905			60,752																															
トータルコスト	95,263千円(前年度 85,668千円) [正職員:0.2人]																																					
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう各種事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【新規】視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)育成経費助成事業(単県)</td> <td>東部・中部圏域に拠点を有する事業者が視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)を養成する場合、その必要経費を支援することで、東部・中部圏域における歩行訓練士の確保を図る。</td> <td>3,239</td> </tr> <tr> <td>点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。</td> <td>55,212</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者支援センター運営事業(単県)</td> <td>視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。</td> <td>24,097</td> </tr> <tr> <td>その他、視覚障がい者相談支援等事業</td> <td>視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,847千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円</td> <td>4,704</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業</td> <td>視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,464千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,973千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 69千円</td> <td>3,806</td> </tr> <tr> <td>補助犬育成事業(国1/2、県1/2)</td> <td>補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。</td> <td>1,998</td> </tr> <tr> <td>情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)</td> <td>情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>点字資料等作成費補助事業(単県)</td> <td>障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)</td> <td>視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	【新規】視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)育成経費助成事業(単県)	東部・中部圏域に拠点を有する事業者が視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)を養成する場合、その必要経費を支援することで、東部・中部圏域における歩行訓練士の確保を図る。	3,239	点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	55,212	視覚障がい者支援センター運営事業(単県)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。	24,097	その他、視覚障がい者相談支援等事業	視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,847千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円	4,704	地域生活支援事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,464千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,973千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 69千円	3,806	補助犬育成事業(国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。	1,998	情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102	点字資料等作成費補助事業(単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300	視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。	199
細事業名	内容	予算額																																				
【新規】視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)育成経費助成事業(単県)	東部・中部圏域に拠点を有する事業者が視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)を養成する場合、その必要経費を支援することで、東部・中部圏域における歩行訓練士の確保を図る。	3,239																																				
点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	55,212																																				
視覚障がい者支援センター運営事業(単県)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。	24,097																																				
その他、視覚障がい者相談支援等事業	視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,847千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円	4,704																																				
地域生活支援事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,464千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,973千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 69千円	3,806																																				
補助犬育成事業(国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。	1,998																																				
情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102																																				
点字資料等作成費補助事業(単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300																																				
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。	199																																				

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
盲ろう者意思疎通 支援事業	65,914	63,168	2,746	15,200		10,803	39,911	
トータルコスト	66,717千円(前年度 63,957千円) [正職員:0.1人]							

1 事業の目的、概要

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。

注)盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話(触手話、接近手話)、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
盲ろう者支援センター運営費(単県)	盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター(東部及び西部に設置)を運営する。	5,795
盲ろう者相談支援事業(単県)	県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。	18,914
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。	8,034
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。	28,624
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業(国1/2、県1/2)	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。	4,547

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	113,703	116,894	△3,191	25,935		(寄附金) 5,000	82,768	
トータルコスト	129,761千円(前年度 132,668千円) [正職員:2.0人]							

1 事業の目的、概要

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」や、平成28年に発足した「障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」と全国手をつなぐ育成会連合会等の全国団体との連携による「東京2020オリンピック・パラリンピック」及び「2025大阪・関西万博」を契機とした全国発信の取組などの成果を引き継ぎ、障がい者の社会参加と県民の障がい理解を更に広げていくため、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の文化芸術活動の推進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
「あいサポート・アートセンター」の運営(国1/2)	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 [委託先] あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体	33,476
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催(単県)	関係団体や市町村等と連携して、障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	880
障がい者アート活動支援事業補助金(単県)	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。	17,350
「あいサポート・アートとっとり祭」の開催(国1/2)	障がい者が取り組む舞台芸術活動(音楽、演劇、ダンス等)の発表と鑑賞の機会として毎年開催している「あいサポート・アートとっとり祭」(鳥取県障がい者舞台芸術祭)を全国団体と連携して開催し、県内外へ広く発信する。	23,180
「あいサポート・アートとっとり展」の開催(単県)	障がい者が制作した芸術・文化作品(美術・文芸・マンガ)の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」(鳥取県障がい者芸術・文化作品展)を開催する。	16,691
障がいのある人となない人が共につくる芸術の推進(単県)	全国大会を契機に発足した障がいのある人となない人が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 [実施主体] 鳥の劇場運営委員会(鳥取市鹿野町)	19,000
「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援(単県)	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し支援する。(定額補助)	1,000
障がい児(者)にむけた舞台芸術体験プログラム(単県)	知的・発達障がい児(者)等が、舞台芸術公演を鑑賞しながら鑑賞ルール等を学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。	1,776
知事連盟に係る連絡調整費(単県)	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350

3 その他

障がい者の芸術・文化活動の推進にあたり、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に数値目標を定めている。

<主な数値目標と達成状況>

アート活動取組団体数…令和11年度目標 70団体 ←令和6年度:50団体

あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…令和11年度目標 35団体 ←令和7年度:27団体

あいサポート・アートとっとり展出展数…令和11年度目標 520点 ←令和7年度:466点

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課（内線：7862）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	6,211	39,115	△32,904	3,105			3,106	
トータルコスト	7,817千円（前年度 40,692千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

精神科医療機関に入院している精神障がい者等の地域生活へのスムーズな移行を促進し、また地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・福祉・保健・行政・地域などの関係機関が精神障がい者を支援するための連携体制の整備を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域移行・地域定着に向けた会議（国1/2）	精神障がい者を支援するための関係機関の連携体制整備を推進するため、圏域ごとに保健・医療・福祉など各分野の責任者等が、地域課題の整理や今後の対応方針の検討等を行う会議を開催する。	508
【拡充】ピアサポーター等による支援（国1/2）	病院やグループホーム等からの依頼を受けて、ピアサポーター等を派遣する。また、ピアサポーター等の派遣に向けて、意見交換会や研修会を行う。また、中部及び西部圏域において、ピアサポーターを登録し、要請に応じて派遣調整等を行う人材バンクを委託設置し、ピアサポーターの更なる活躍の場を整備する。	3,088
【拡充】入院者訪問支援事業（国1/2）	精神科病院に入院している精神障がい者（市町村長同意による医療保護入院者等）を対象に、本人の希望に応じて訪問支援員を派遣し、傾聴、生活相談、情報提供等を行う。 なお、令和7年度は西部圏域において先行実施したところであるが、令和8年度は東部圏域及び中部圏域においても事業を拡大して実施する。	1,772
地域移行・地域定着に向けた支援強化研修会等（国1/2）	・退院支援（地域移行支援）に携わる専門職等のスキルアップを図るため、研修会を開催する。 ・地域移行後の精神障がい者が、安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、地域で手助けを行うボランティア組織の活動を支援する。（補助先：県内で活動するボランティア組織）	843

3 その他（改善点等）

- 精神科医療機関に長期在院する精神障がい者の地域移行に向けて、圏域ごとに関係機関の連携強化や支援者育成、普及啓発等に取り組んでいる。

【県内の長期在院者数】

	65歳未満	65歳以上
令和5年6月末現在	238人	466人
令和6年6月末現在	232人	444人

- 令和5年度から実施している精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業（精神障がい者の医療・生活上の悩み等への相談対応、対象者のグループホーム体験入居及び支援のための調整等を実施）については、関係機関の連携体制構築に一定の成果が見られたことから、令和7年度で終了する。今後は、これまでの事業成果を活用しながら、医療・福祉・保健・行政・地域など関係機関の連携体制をさらに深化させるため、引き続き検討を進めていく。
- 精神障がい者の孤独孤立を防ぐ仕組みとして、ピアサポーターの活用をさらに促進することを目的に、中部圏域及び西部圏域において、人材バンク整備に向けた取組を新たに進めることとする。
- また、上記事業だけでなく、地域の住まいの場としての役割が期待されるグループホーム整備の支援や障がい者の就労支援、孤独・孤立対策のための市町村等支援事業等も活用し、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7689)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士養成事業	(債務負担行為) 38,310 11,980	41,484	(債務負担行為) 38,310 △29,504				(債務負担行為) 38,310 11,980	

トータルコスト 13,586千円 (前年度43,061千円) [正職員：0.2人]

1 事業の目的、概要

県内の介護福祉士等の養成を図るため、介護福祉士養成施設に修学する者に対する支援を実施する。

(介護職員目標数：令和17年度 11,291人 現状 (令和6年度) 10,721人)

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
福祉人材修学資金貸付金	鳥取県社会福祉協議会が実施する福祉人材修学資金(介護福祉士等修学資金)貸付事業に係る修学資金の貸付原資について補助する。	— (債務負担行為) 19,750
介護福祉士養成施設への通学支援	県内西部地域在住者で、県内の介護福祉士養成施設に進学し、修学する者(公共職業訓練を除く)に対し、通学費等の一部補助を行う。 ・補助率 10/10 ・上限額 通学補助 18千円/月・家賃補助 17千円/月	420
公共職業訓練生の生活資金の支援	公共職業訓練(介護福祉士養成施設に入校する2年コース)の受講者に対して修学資金(生活支援及び教材費等の実負担相当額)を貸し付ける。 ※県内の社会福祉施設等において3年間介護等の業務に従事した場合返還免除とする。	11,560 (債務負担行為) 8,160
介護福祉士養成委託事業(公共職業訓練)	他産業からの介護への参入を促進させるため、県内の介護福祉士養成施設に公共職業訓練の養成枠(8人)を設定する。	— (債務負担行為) 10,400

・債務負担行為：令和8年度中に募集を行う令和9年度入学者に係る貸付原資等

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護分野で働く外国人材受入支援事業	47,518	78,390	△30,872	5,666		(基金繰入金) 31,518	10,334	
トータルコスト	53,138千円 (前年度 82,334千円) [正職員：0.7人]							

1 事業の目的、概要

介護現場において重要性が一層高まっている外国人介護人材の参入促進及び定着を図るため、介護事業所における外国人介護人材の就労支援及び受入環境整備を行う。

(目標：令和8年度の外国人材就労者数 230人)

(参考：鳥取労働局「外国人雇用状況」届出状況(令和7年10月末現在) 317人)

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
在外機関と連携して行うリクルート活動支援事業(国庫2/3)	介護事業法人が実施する採用説明会、情報収集、面接、求人募集等のリクルート活動を支援する。(補助率：10/10、上限：500千円)	5,500
特定技能外国人の受入マッチング支援事業(基金)	中小規模法人等の外国人材受入・定着を支援するため、既受入施設の見学会や受入ノウハウが学べるセミナーを開催するとともに、特定技能外国人材とのマッチングを行う。	4,241
特定技能外国人材の受入初期経費支援事業(単県)	特定技能外国人材の受入に係る費用負担を軽減するため、雇用に係る初期経費の一部を支援する。(補助率：1/2、上限：150千円/人)	7,500
外国人留学生への奨学金支給支援事業(基金)	日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が給付等する奨学金に係る費用(学費、居住費等)を支援する。(補助率：1/3)	10,936
介護現場で働きやすくするための環境整備事業(国庫2/3)	外国人受入施設における環境整備(携帯翻訳機、多言語対応介護記録ソフト等の導入、ツール活用研修等)を支援する。(補助率3/4、上限300千円)	3,000
外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業(基金)	外国人受入施設における学習・生活支援の取組(コミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得、メンタルヘルス対策等)を支援する。(補助率：2/3、上限：200千円等) 【拡充】補助対象経費に住環境整備を追加	5,000
外国人材に対する介護研修事業(基金)	特定技能・技能実習の外国人材が円滑に就労し、さらに介護福祉士資格取得を見据えた日本語・介護技術を習得するため、研修を実施する。 【拡充】介護の日本語研修・介護福祉士国家試験対策講座	8,341
介護福祉士養成施設の留学生指導充実支援事業(基金)	介護福祉士養成施設における留学生指導に係る教員の質の向上、国家試験対策、課外授業(日本語学習等)の取組を支援する。	3,000

※外国人宿舍整備支援については、令和8年度の実施予定法人なし。

3 その他(改善点等)

引き続き受入支援を行うとともに、住環境整備支援や介護福祉士の資格取得に向けた研修等の県内定着対策を強化する。

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
「介護で働きたい!」を増やす参入促進事業	40,038	39,947	91			40,038		
トータルコスト	47,264千円 (前年度47,045千円) [正職員:0.9人]							

1 事業の目的、概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護従事者を確保するため、就職支援・未経験者向けの研修を実施するとともに、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等による介護従事者確保の活動を支援する。(介護職員目標数:令和17年度 11,291人 現状(令和6年度):10,721人)

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	新規就労、再就職を支援するため、介護分野専任の就職支援コーディネーター2名を配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行う。(委託先)鳥取県社会福祉協議会	12,535
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	4,845
介護助手導入支援事業	介護の補助的業務を担う介護助手の活用を進めるため、介護事業所向けの研修や就労希望者確保のための広報啓発を実施する。	2,406
介護人材確保対策協議会	介護人材の確保対策を検討するため、事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を開催する。	252
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率:10/10 ・上限額:介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等	20,000

3 その他(改善点等)

介護分野専任の就職支援コーディネーターによる就職支援において、未経験者や短時間労働希望者、就職困難な事情を抱える方も増えているため、ミスマッチ離職を防ぐために事前研修や職場見学を実施するなど、コーディネーターによるきめ細やかな対応を行っている。

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員向け研修・職場環境向上事業	55,898	54,466	1,432	1,620		(手数料) 40 (基金繰入金) 51,266	2,972	
トータルコスト	66,563千円 (前年度 64,743千円) [正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.7人]							

1 事業の目的、概要

介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
介護支援専門員研修実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）の実施を支援する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。 主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援等を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。 介護支援専門員実務研修受講試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10） 介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。 	37,501
介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	1,620
介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	2,140
高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810
介護職員スキルアップ支援事業	長期的な研修等を受講する際の代替要員確保経費等を支援することにより、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となり、介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図る。	4,075
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,252

3 その他（改善点等）

平成28年度から研修カリキュラムが大幅に改正されたことにあわせ、県独自のカリキュラム追加等も含めた研修の質の向上に努めてきた。コロナ禍以降はオンライン研修を導入し、受講しやすい環境を整え、介護職員、介護支援専門員の確保ができるよう取り組んできた。

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護生産性向上総合相談センター運営事業	14,000	14,000	0			(基金繰入金) 14,000		
トータルコスト	15,606千円 (前年度 15,577千円) [正職員：0.2人]							
<p>1 事業の目的、概要 介護現場における業務の効率化、職員の負担軽減、事務所運営改善につなげるため、相談対応、研修会の開催、モデル事業所の伴走支援、テクノロジー機器の展示・試用貸出を行う総合相談センターの設置・運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 県内事業所を対象にしたワンストップ相談窓口の設置・運営 (2) 生産性向上セミナーの開催 (2回) ・生産性向上の実践手法 ・モデル事業所の成果報告会 (3) モデル事業所における生産性向上の伴走支援 (3件程度) ・課題抽出、計画立案、改善実践、成果検証の一連の生産性向上の取組を支援し、自走化を促す。 ・多様なサービス種別でモデル事業所を作り、他事業所への横展開を図る。 (4) 介護テクノロジー機器の体験展示・出張展示・試用貸出</p> <p>3 その他 (改善点等) 介護現場の課題を抱えつつも改善活動に取り組めていない事業所も少なくないため、アウトリーチの相談対応や、伴走支援を行ったモデル事業所の成果発表による横展開を進めていく。</p>								

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ケアプランデータ連携システム普及加速化モデル事業	8,470	0	8,470	7,623			847	
トータルコスト	9,273千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]							
<p>1 事業の目的、概要 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で紙でやり取りされているケアプランについて、ケアプランデータ連携システム(※)の普及促進によって電子化を図り、介護事業所の負担軽減に繋げる。 (※)従来、紙でやり取りしているケアプランについて、クラウドを活用し電子的に共有できるシステムで、令和6年度、7年度にそれぞれ補正予算措置し普及促進してきた。</p> <p>2 主な事業内容 介護現場を熟知した専門家等との連携により、以下の事業を実施し、市町村や地域包括支援センターから事業所等への横展開を通じて導入促進を図る。 (1) システム説明会、研修会の開催によるシステムの普及・啓発の実施 (2) 事業所へのシステムの導入を進めるため、市町村単位で地域包括支援センターや事業所等への伴走支援を実施し、地域全体でシステムの普及促進を図るモデルの育成 (3) モデルとなった市町村及び事業所等による成果報告会を開催し、事例発表を通じた他事業所への横展開の実施</p> <p>3 その他 ・導入実績：令和7年3月時点 186事業所 (19.6%) 令和7年12月時点 315事業所 (33.2%)</p>								

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護現場における カスタマーハラス メント対策事業	2,800	10,112	△7,312			(基金繰入金) 2,800											
トータルコスト	3,603千円 (前年度10,901千円) [正職員：0.1人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>喫緊の課題となっているカスタマーハラスメント対策を推進することで、介護職員が安心して働き続けられる環境を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等長期定着 支援事業補助金</td> <td>利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(※訪問看護ステーションを除く)を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費(※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。) 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会</td> <td>介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	介護職員等長期定着 支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(※訪問看護ステーションを除く)を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費(※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。) 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円	1,900	介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会	介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	900
細事業名	内 容	予算額															
介護職員等長期定着 支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(※訪問看護ステーションを除く)を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費(※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。) 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円	1,900															
介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会	介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	900															

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
(新) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	13,800	0	13,800	10,350			3,450										
トータルコスト	14,603千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保することで、地域において利用者が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援)</td> <td> <p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p> </td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>地域の体制づくり支援事業 (通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援)</td> <td> <p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p> </td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援)	<p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p>	7,500	地域の体制づくり支援事業 (通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援)	<p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p>	6,300
細事業名	内 容	予算額															
人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援)	<p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p>	7,500															
地域の体制づくり支援事業 (通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援)	<p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10 (財源内訳：国3/4、県1/4)</p>	6,300															

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業	7,720	6,000	1,720				7,720										
トータルコスト	8,523千円 (前年度 6,789千円) [正職員：0.1人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>中山間地域において在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供するための支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護サービス緊急支援事業</td> <td> <p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所あたり1,000千円/年)</p> </td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業</td> <td> <p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス(※)登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、時期的な繁忙に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所当たり1,000千円/年)</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p> </td> <td>720</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>令和7年度交付決定市町村：若桜町、八頭町、三朝町、琴浦町、伯耆町、日南町</p>									細事業名	内 容	予算額	訪問介護サービス緊急支援事業	<p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所あたり1,000千円/年)</p>	7,000	中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業	<p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス(※)登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、時期的な繁忙に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所当たり1,000千円/年)</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p>	720
細事業名	内 容	予算額															
訪問介護サービス緊急支援事業	<p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所あたり1,000千円/年)</p>	7,000															
中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業	<p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス(※)登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、時期的な繁忙に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2 (上限額：1事業所当たり1,000千円/年)</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p>	720															

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護保険料・利用者負担軽減事業	163,233	166,676	△3,443	14,383			148,850										
トータルコスト	164,036千円 (前年度 167,465千円) [正職員：0.1人]																
<p>1 事業の目的、概要 高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得の高齢者の介護保険料・利用料について、公費によりその一部を負担する仕組みを構築し、負担軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険料軽減強化事業</td> <td>低所得者に対する介護保険料の軽減措置 (所得区分に応じ0.5%~20%を軽減) に要する経費の一部を負担する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)</td> <td>141,659</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度</td> <td>生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)</td> <td>21,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 保険料負担軽減事業については、令和6年度より国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合が見直され、低所得者の負担割合がさらに引き下げられた。</p>									細事業名	内 容	予算額	介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置 (所得区分に応じ0.5%~20%を軽減) に要する経費の一部を負担する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)	141,659	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)	21,574
細事業名	内 容	予算額															
介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置 (所得区分に応じ0.5%~20%を軽減) に要する経費の一部を負担する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)	141,659															
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)	21,574															

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
軽費老人ホーム運営費補助事業	715,832	781,407	△65,575				715,832										
トータルコスト	718,191千円 (前年度 783,667千円) [正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.2人]																
<p>1 事業の目的、概要 無料又は低額な料金で、日常生活に必要な便宜を供与する施設である軽費老人ホームについて、入所者に対し利用料 (サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など) の減免を行う場合に必要な経費を支援する。また、勤務する職員の処遇改善を行う場合に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽費老人ホーム運営費補助金</td> <td>令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 (施設数) 軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設</td> <td>692,420</td> </tr> <tr> <td>処遇改善支援補助金</td> <td>軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 (上限：月額15千円相当) ウ 補助率 10/10</td> <td>23,412</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	軽費老人ホーム運営費補助金	令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 (施設数) 軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設	692,420	処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 (上限：月額15千円相当) ウ 補助率 10/10	23,412
細事業名	内 容	予算額															
軽費老人ホーム運営費補助金	令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 (施設数) 軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設	692,420															
処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 (上限：月額15千円相当) ウ 補助率 10/10	23,412															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）	1,182,874	1,751,456	△568,582	500		(基金繰入金) 1,182,374		
トータルコスト	1,184,480千円（前年度 1,753,033千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。

2 主な事業内容

(1) 地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）

細事業名	内容	予算額
地域密着型サービス等整備助成事業（補助率10/10）	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。 （対象施設）認知症高齢者グループホーム 等	305,160
	介護施設等の創設を条件に、広域型施設の大規模修繕・耐震化事業に係る経費について支援を行う。（対象施設）介護老人保健施設 等	361,200
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（補助率10/10）	介護施設等の円滑な開設、訪問看護ステーションの大規模化またはサテライト型事業所の設置のため、施設の開設準備等に要する経費について支援を行う。 （対象施設）認知症高齢者グループホーム 等	248,044
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について支援を行う。（対象施設）特別養護老人ホーム 等	253,760
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業（補助率10/10）	介護施設等における看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の経費について支援を行う。 （対象施設）介護老人保健施設 等	4,330
介護施設等における感染拡大防止対策支援事業（補助率10/10）	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費について補助する。 （対象施設）介護老人保健施設 等	9,880

(2) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業 500千円（補助率 国 10/10）

小規模多機能型居宅介護事業所の普及のため、保険者向け講演会等を開催する。

3 その他

<近年の整備実績>

令和6年度	23件（認知症高齢者グループホーム等整備7件、その他改修等16件）
令和5年度	23件（認知症高齢者グループホーム等整備4件、その他改修等19件）
令和4年度	19件（認知症高齢者グループホーム等整備6件、その他改修等13件）
令和3年度	20件（認知症高齢者グループホーム等整備8件、その他改修等12件）
令和2年度	15件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等10件）

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	81,715	47,577	34,138	54,476	<11,500> 23,000		4,239	県費負担 15,739
トータルコスト	82,518千円 (前年度 48,366千円) [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

平成元年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく交付金を活用して、都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進する施設及び設備等の整備を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力確保を自力のできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)の整備を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4 (国 1/2、県 1/4) 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	64,357
高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4 (国 1/2、県 1/4) 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 80 万円/施設	6,303
高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水を自力で確保できるよう、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4 (国 1/2、県 1/4) 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	11,055

3 その他

<近年の整備実績>

令和6年度	1件 (非常用自家発電装置)
令和5年度	1件 (非常用自家発電装置)
令和4年度	2件 (水害対策改修)
令和3年度	1件 (非常用自家発電装置)

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 老人福祉施設等長寿命化対策支援事業	200,000	0	200,000		<60,000> 200,000			県費負担 60,000
トータルコスト	202,409千円 (前年度0千円) [正職員：0.3人]							
<p>1 事業の目的、概要 広域型介護施設を適正に運営・維持するため、県内（鳥取市内に所在する施設を除く）に所在する広域型介護施設の長寿命化対策等に資する大規模修繕に要する費用の一部を補助する。</p> <p>2 主な事業内容 老朽化した広域型介護施設の長寿命化対策等に資する大規模修繕に要する費用の一部を補助する。</p> <p>(1) 対象施設 建築後30年以上が経過した定員30人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスのみ）、介護老人保健施設、介護医療院 ※鳥取市内に所在する施設を除く</p> <p>(2) 補助対象事業 一定年数を経過して使用に堪えなくなった施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備等）の改修・修繕工事等</p> <p>(3) 補助率：1/2 (4) 補助上限：20,000千円/施設 (5) 補助基準額（下限）：10,000千円以上 (6) 財源：起債（施設整備事業債（一般財源化分））</p> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域型介護施設に対する施設整備補助に関しては、平成18年度に税源移譲されて以降、各都道府県での制度整備を行うこととされたが、本県では一部分の整備に留まっている。 ・県内では昭和後半から平成初期に建設された広域型施設は多く、老朽化が進んでいる。 ・今後の高齢者の増加を見越し、現在のニーズに合わせた大規模修繕や、今後も施設を適切に運営・維持していくための長寿命化に資する大規模修繕への支援が必要である。 								

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000	

トータルコスト 3,606千円 (前年度3,577千円) [正職員：0.2人]

1 事業の目的、概要

高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。

2 主な事業内容

福祉サービス施設を拠点として地域住民（高齢者、障がい者、児童等）が集まる共生ホーム整備の必要経費を支援する。

(補助率：10/10、補助上限額：1,000千円)

区分	内容	交付対象
共生サービス型 (事業所+事業所)	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者、障がい者、児童に関する事業所を運営する民間団体
事業所併設型 (事業所+地域住民)	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの	

4目 高齢者福祉費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	2,507	1,732	775	1,253			1,254	
トータルコスト	4,113千円 (前年度3,309千円) [正職員: 0.2人]							
1 事業の目的、概要 高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制整備をする。								
2 主な事業内容 (1) 地域における高齢者虐待防止								
細事業名	内容						予算額	
高齢者の権利擁護相談支援事業 (国1/2)	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 (委託先) 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき						1,214	
高齢者虐待対応担当者研修 (国1/2)	通報受付機関(地域包括支援センター及び市町村)の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 (委託先) 鳥取県社会福祉士会						510	
(2) 高齢者施設における高齢者虐待防止								
細事業名	内容						予算額	
介護職員向け高齢者権利擁護研修会 (国1/2)	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、研修を行う。						783	
管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会 (国1/2)	介護施設等の施設長等施設内において指導的立場にある者を対象に、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けて施設職員等の資質向上と意識啓発を目的とした研修を行う。							

4目 高齢者福祉費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部(長寿社会課)管理運営費	5,404	1,001	4,403	313			5,091	
トータルコスト	51,951千円 (前年度 46,240千円) [正職員: 5.0人 会計年度任用職員: 1.7人]							
1 事業の目的、概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
老人福祉施設指導監督事務費	老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。						90	
福祉施設等の情報公開推進事業	利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。						762	
福祉保健部(長寿社会課)管理運営費	長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。						4,552	